平成２３年（フ）第３３号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲3528番地、住民票上の住所宮崎県日南市戸高２丁目10番地３
債務者　村田あい子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
宮崎県延岡市出北４丁目2469番地４
債務者　加藤　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１２２号
宮崎県日向市比良町１丁目56番地
債務者　黒木　勝利
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１２４号
宮崎県日向市大字富高6276番地72
債務者　片田　　良
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市西千石町16番14―205号
債務者　燃脇まり子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町４番27―106号
債務者　神園　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
鹿児島県いちき串木野市下名12182番地１　ロイヤルプラザ603
債務者　野元　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市上荒田町６番18号　石塚アパート202号
債務者　喜島　涼子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4055番地１　池田ビル403号
債務者　海江田良子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
鹿児島県鹿児島市坂元町40番18号
債務者　池田　勝子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
盛岡市厨川２丁目28番４－304号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口１丁目１番25号２
債務者　三浦　優子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６８号
富山市向新庄1399番地４　ハイコーポエバラ203号
債務者　藤井　　満
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
長野県伊那市高遠町小原475番地10
債務者　宮下　千穂
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１５９号
広島県福山市水呑町1038番地　１―404、前住所広島県福山市沖野上町２丁目15番28号卜部住宅
債務者　白岩　誠二
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７１号
広島県福山市沖野上町４丁目22番21―305号、前住所岡山県笠岡市生江浜586番地２
債務者　丸山　直子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２９号
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅１棟101号
債務者　長内　拓也
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４４号
福島県白河市久田野前田63番地　市営１―304号、前住所福島県郡山市安積町日出山字神明下89番地の１　コーポＰＡＳＥＯ201号
債務者　菅　　尋海
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係